

### 3 意見の要旨及びこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
条例全般について	条例は、女子差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法の趣旨を尊重したものにすることを望む。	<p>男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」という。）の第9条の規定により、地方公共団体は、基本法第3条から第7条までの基本理念にのっとり、男女共同参画に関し、国の施策に準じた施策と、その区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされています。</p> <p>条例は、基本法の基本理念にのっとり、府民の皆様の御理解と共感の下に、男女共同参画に関する取組を、さらに総合的、効果的に行う上で「よりどころ」となるよう心がけています。</p>
	基本法や国際的な到達点を踏まえることが必要である。	
	男性には男性の役割が、女性には女性の役割があり、男性を支える女性の役割も尊いはずである。	<p>この条例は、基本法と同様に、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを基本理念としており、この人権の享有主体は、すべての人です。</p> <p>男女共同参画社会とは、性別による差別的取扱いやドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどの性に起因する暴力がなくなり、男女の互いの尊厳が守られる中、男女が、家庭、学校、職場、地域その他社会の様々な分野で、その持てる力を十分に発揮することができる社会であり、その実現に向けた取組は、男女が共に支え合うことにより、今の社会では見失なわれがちな、大切な人と人との絆を取り戻せる、心豊かな活力ある社会を実現していく上でも重要であるという強い決意の下に、条例を制定しようとしているものです。</p>
	男性への意識啓発や男性の人権、両親と同居する「嫁」に対する支援など、安心して、家庭・社会が守られる条例を望む。	
	女性の人権だけでなく男性の人権も尊重される必要がある。	
	衆・参両議院の付帯決議や「新KYOのあけぼのプラン」のジェンダーへの気づきの取り入れなど、財政的裏付けの下、男女平等後進国日本を京都から変える決意を示すものとする。	
	「専業主婦」、「家族の大切さ」、「父・母」、「文化」、「地域などの絆」、「男らしさ・女らしさ」、「社会慣行」等の大切さを盛り込んだ上での条例を望む。	
	「家庭の大切さ」を盛り込んだことは評価できるが、男性と女性の特質の違いを敬虔な気持ちで学習し、いたわり合い、また、責任も分かち合っていくという取組が重要であり、人権偏重にならないように配慮が必要である。	
	条例は不要であり、予算は違うところで使って欲しい。	

<p>子供たちの安心・安全に配慮するとともに、少子化対策にも思い切った措置をしてほしい。</p>	<p>子どもたちの安心・安全が守られ、子どもを安心して、生み、育てることができる環境整備に向け、対策を早急に講じていく必要があるとの認識の下、「京都府未来っ子いきいき推進戦略本部」を設置し、全庁挙げて総合的な少子化・子育て対策に取り組んでいるところです。</p> <p>働く男女の子育て環境の整備、仕事と子育てとの両立支援に向けた様々な施策などを通じ、男女共同参画の取組が、少子化対策としても効果の上がるようなものにしていかなければならないと考えています。</p>
<p>「男として、女として」ではなく、人として、人だからの考えの下、行動できればいいと思う。</p>	<p>条例は、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点からの人権の問題の解決に向けて、「男女の人権の尊重」などの基本理念を定めています。</p>
<p>「男女」を「府民」、「すべての人」とするなど「性」に中立的な表現に変更し、同性愛者、性同一性障害者等の立場からの見直しを期待する。</p>	<p>人権の享有主体はすべての人であり、男女共同参画の推進は、基本理念で定めているように、「男女の個人としての尊厳が重んじられること」をはじめとする人権が尊重されることを旨として、行っていきます。</p>
<p>個人主義が助長され、専業主婦が否定される「ジェンダーフリー」になりかねず、慎重にことを運ぶことを期待する。</p>	<p>行政としては、男性も女性も個性と能力を十分発揮できるような環境を整えていくこと、その上で、どのような活動を選ぶかは、府民の皆様一人ひとりが判断されることが大切であると考えています。</p>
<p>専業主婦優遇は、見直す必要があるのではないか。</p>	<p>条例も、このような考え方の下、就業されていない、いわゆる「専業主婦」の方々を否定するものではありません。</p> <p>なお、このことは、次の、基本法の解釈に関する政府責任者の国会答弁でも明らかにされています。</p> <p>&lt;政府責任者の国会答弁の概要&gt;</p> <p>社会を構成する重要な基本的な単位である家庭の中における主婦の役割は大変重要な位置付けを持っている、男女共同参画は、男女が社会の対等な構成員として自らの意思に従い社会のあらゆる分野で活動に参画する機会が確保される社会を目指すもの、この社会のあらゆる分野における活動の中には当然のこと家庭における活動が含まれており、他から押しつけられるものでもなく、自らの意思に基づきそれぞれの役割を選択することが重要</p>

<p>事業者の理解促進、罰則強化等により、条例の実効性が確保されることを期待する。</p>	<p>雇用機会均等法や育児・介護休業法などにより事業者に対し様々な責務が規定され、さらに、違反行為に対する厚生労働大臣などによる指導権限、罰則規定が定められている中において、こうした国の権限と同じような指導などを二重に府が行うことは、事業者の皆様の混乱と反発を招くおそれがあると考えています。</p> <p>実効ある条例とするためには、何より、府民や事業者の皆様の御理解と共感が得られるものとするのが重要であると考えています。</p>
<p>家庭の問題を学校等に押しつける傾向がある中、平等も善し悪しであり、この条例ができれば青少年非行が増えるおそれがある。</p>	<p>条例の基本理念として、家庭生活において、男女が相互に協力しあい、また、社会の支援を受ける中で、子どもの養育などの家族の一員としての役割を円滑に果たしていくこと、その上で仕事や地域活動なども両立できるようにすることを規定しており、男女共同参画は、女性の社会進出のみを目指しているものではありません。</p> <p>青少年非行の増加は、今日大きな社会問題になっていますが、次世代を担う青少年の健全育成のためには、家族を構成するみんなが積極的に子育てにかかわり、愛情豊かな暖かい、また、責任や社会規範を大切に作るしっかりした家庭を築いていくことが大切であり、男女共同参画の推進に当たっては、できる限り、こうしたことに矛盾が生じたり、違う方向に行くことがないように配慮することが必要であると考えています。</p>
<p>家族の大切さの強調は不要である。</p>	
<p>個人の生活・意識等よりも社会システムの整備に向けた具体的支援措置を規定するだけで十分である。</p>	<p>条例の制定や施策の実施に当たっては、男女共同参画に関する府民の皆様のご意識や考え方を十分に踏まえ、その上で、生活習慣や価値観にも配慮しながら、条例の基本理念に対する正しい理解が得られるよう広報などに努めるとともに、男女の人権が尊重され、家庭で、地域で、社会で男女がお互いをともに支え合い、また、それぞれの持てる力を十分に発揮することができるような環境整備を進めていくことが重要と考えています。</p> <p>なお、御意見をお寄せいただくシステムにつきましては、「知事へのさわやか提案」などの制度を設けておりますので、こうした制度を活用されたり、また、担</p>
<p>大変良くできている条例案、広く広報をして、府民の理解が深まるようにすべきである。</p>	
<p>多くの子育てに専念したい女性たちの声が届くシステムや、できる限りたくさんの方たちの意見を聞いてよくすることを望む。</p>	

		当課に直接御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。
	字句や文章に配慮するなど、もう少し分かりやすくなるよう工夫をすべきである。	条文の作成に当たっては、様々な御提案をいただいたところではありますが、正確で分かりやすいということを心がけ、作成しておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。
	食文化の大切さや地域産物を生かした健康作りにつながる条例を望む。	条例では、様々な活動に携わる方々の交流機会の充実などの支援措置についても規定しており、施策の推進に当たっては、御意見の趣旨も十分踏まえていきたいと考えています。
名称について	男女平等推進条例とすべきである。	京都府女性政策推進専門家会議からの「提言」にもあるように、男女平等を実質的に実現するためには、あらゆる分野における意思決定過程への「参画」が極めて重要であり、この点を強調する必要があることから、条例の名称は、「男女共同参画推進条例」とすることが適当と考えています。 なお、条例の愛称につきましては、府民の皆様の御理解と共感が得られるものとする必要があることから、これからの検討課題としたいと考えています。
	条例が府民に定着したものとなるよう、条例の愛称を考えてはどうか。	
前文について	同和問題や女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する様々な人権問題が存在していることや、人権侵害の具体例など、依然として課題が残されていることを示すことが必要。	条例は、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点からの人権の問題の解決に向けて、「男女の人権の尊重」の基本理念などを定めています。 人権の享有主体はすべての人であり、男女共同参画の推進は、基本理念で定めているように、「男女の個人としての尊厳が重んじられること」をはじめとする人権が尊重されることを旨として、しっかりと取り組んでいきます。
	「男女」と規定するのではなく、「夫・妻」、「父・母・子」の役割に注目した規定とすべきである。	
	多様なライフスタイルの例示をしながら、「男女」ではなく、「個人」の尊重を重視したものにすること。	
	男女互いの人権が守られる中、様々な社会的活動を行っている女性などが元気が出るようなものにしてほしい。	男女の人権の尊重に向けた取組は、どのような社会経済環境の下であっても、その達成に向けてたゆまない努力が求められるものであり、府では、これまでから個人の尊厳をはじめとする人権が尊重され、お互いの個性や価値観の違いを認め合える社会環境づくりに鋭意取り組んでいるところです。
	人権尊重・平等はいつの世でも必要であるから、社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女共同参画が緊要な課題とはならない。	

<p>男女共同参画社会の実現を「緊要な課題」とするのは極論である。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に向けた取組は、人と人との結びつきをさらに高い次元に高めるものであり、20世紀が物質中心に傾く中で、人間同士のつながりが薄れ、ややもすれば孤立しがちであったことを考えれば、人の交流を深め、ともに支え合う社会づくりを進めていくことが、社会経済情勢の急速な変化に対応できるいきいきとした京都府を築いていく上で緊急かつ重要な課題であることから、「緊要な課題」という言葉を用いています。</p>
<p>「絆」、「高め合い」等の文言は、情緒的で条例にはなじまないことから削除し、簡潔に府の決意を規定してほしい。</p>	
<p>「ジェンダー」の視点が大切であり、「性別にかかわらず」を明記するとともに、「男女の違いを認め合い」等は削除すること。</p>	<p>男女共同参画社会は、基本法の前文に規定されているように、性別にかかわらず、男女がその個性と能力を十分に発揮することができる社会のことであり、個人の内面にかかわる「男らしさ・女らしさ」や「伝統・文化」を否定しようとするものではありません。</p> <p>一方、「男らしさ・女らしさ」だけにとらわれた結果、「女（男）だから」とか「男（女）はこうすべき」と決めつけることにより、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮する機会が失われたり、差別的な取扱いが行われ、男女の人権が侵されることは、改善していく必要があります。</p> <p>そのためには、府民の皆様の意識や考え方を十分に踏まえ、その上で、生活習慣や価値観にも配慮しながら、条例の基本理念に対する正しい理解が得られるよう努めることが重要と考えています。</p>
<p>男女の「違い」・「らしさ」、日本の「伝統・文化」・「家族」の大切さ等を認めるべきであり、今こそ、学校教育、家庭教育が必要な時である。子どもは母親がみるべきなどの性別による役割分担は大切である。また、固定的な役割分担を背景とした「差別」があるとするのは、「ジェンダーフリー」につながるおそれがある。</p>	
<p>「世界の心のふるさととして」の文言は、独善的で他の地域、国々への価値観の押しつけにもつながり、規定すべきではない。</p>	<p>国際化が進展し、外国が身近な存在となる中で、私たちは、国際社会の一員であり、我々とは異なる文化を有する人々とも共生していく必要があること、また、京都の地域特性を大切にすると同様に他の国や地域の文化に対しても敬意を払う必要があるという認識の下に、京都を訪れる多数の人々に、京都の文化や自然を通して、「心のふるさと」と感じていただきたいことを願い、この表現としたものですが、御意見の趣旨も踏まえ、修正したいと考えています。</p>
<p>地域特性と男女共同参画は別物であり、歴史に含まれる女性差別を次世代に継承・発展させてはいけない。</p>	<p>国際化が進展する中において、我が国の伝統や文化について理解を深め、尊重することは、他の国や地域の伝統・文化</p>

		<p>に対して敬意を払うことにつながるものと考えています。</p> <p>従来の長い伝統を失うことなく大切にしながら、また、ある意味において男女の人権が軽んじられる部分を十分改善していく中で、未来に向けて、男女の人権が相互に尊重され、また、豊かで活力ある社会の実現を築いていくことが大切と考えています。</p>
	<p>清少納言や紫式部以来の女性たちの輝かしい女性史に触れて、全面的に、「京都」を強調してはどうか。京都が女性文化創造において世界に類を見ない歴史を持つことを強調すべきである。</p>	<p>男女による様々な社会活動・生産活動が多様な歴史文化を培ってきたことにもふれながら、御意見の趣旨も踏まえ、修正したいと考えています。</p>
定義について	<p>「男女共同参画」の定義で、結果の平等を志向する「均等に各種利益を享受する」とするのは行き過ぎであり、男女の特性を大切にしたものとするべきである。</p>	<p>努力して頑張った人もそうでない人も結果が同じであることは、いかにも不合理であり、この条例は、このような「結果の平等」を保障しようとするものではありません。</p>
	<p>「責任も分かち合い」とするのは、違和感があり、また、必要以上に平等を押し進めるのは、家庭崩壊につながり、さらには、「結果の平等」を志向するものとなるおそれがある。</p>	<p>ただ、社会的・経済的な格差が現実存在するところでは、各自の能力を發揮する機会が確保されることが困難なことも多く存在します。</p>
	<p>結果の平等の目標達成時期の明記が必要である（基本理念に対する御意見）。</p>	<p>このため、条例は、基本法と同様に、男女の互いの人権が守られる中において、それぞれの意思と責任の下に、社会の様々な分野において、個性と能力を發揮する機会が実質的に確保されることなどを基本理念としています。さらに、こうした機会が実質的に確保されるよう、積極的改善措置や雇用の場における男女共同参画の推進をはじめとする基本的施策について規定しています。</p>
	<p>「積極的改善措置」は、「積極的格差是正措置」に変更するとともに、「性別にかわりなく」の文言と合わせて数値目標を明記すること。</p>	<p>「積極的改善措置」は基本法に定義付けられているものであり、上記のように、社会の様々な分野における活動に参画する機会に関して格差がある場合に、暫定的に、また、必要な範囲において、男女いずれか一方に対して積極的に機会を提供していくものであり、実質的な活動に参画する機会を確保していく上で重要なものであることから、法的に許される範囲を超えてその適用が過度に陥ることがないように配慮しながら、推進していくことが重要と考えています。</p>
	<p>「積極的改善措置」は逆差別につながるおそれがあり疑問である。</p>	<p>なお、数値目標につきましては、府では、「新KYOのあけぼのプラン」にお</p>

		いて、府が設置する審議会等における委員について、審議会総体で、委員のうち3人に1人は女性委員となるよう、登用目標を定めています。
	ドメスティック・バイオレンス(DV)は、元配偶者も対象とし、精神的、経済的、言語的な暴力等を含む等、より幅広い概念でとらえることを明確にすべきである。	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV法)において、都道府県は、被害者の相談やカウンセリング、被害者と同伴する家族の一時保護を行う「配偶者暴力相談支援センター」を設置することとされており、府においても、DVの根絶に向け、被害者の一時保護や相談など、関係機関との連携により様々な取組を進めているところであります。</p> <p>国の男女共同参画基本計画においても、DVに関する問題は、「男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握」すべきとされています。</p> <p>条例では、御意見のような様々な形態による心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となることが明らかになるよう、また、DV法の定義規定を超えて元配偶者からの暴力も対象となるように規定することとしています。</p>
	DVは行政では無理、警察一任をすべきであり、条例で規定すべきでない。	
	DVは、性的少数者の存在も前提として、男女間の限定を削除すべきである。	
	「セクシュアル・ハラスメント」は、分かりやすく定義すべきである。	条例に用いる用語の定義規定は、正確を期す必要があることを御理解いただきますようお願いいたします。
	「セクシュアル・ハラスメント」は、雇用機会均等法で規定されているため削除すべきである。	<p>男女雇用機会均等法においては、職場において行われる性的な言動などにより、女性労働者が不利益を受けたり、就業環境が害されることのないよう必要な配慮義務を事業主に課しています。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントは、男女の人権を著しく侵害する行為であることから、条例においては、この法律の規定を超えて、社会の様々な場における男女それぞれに対するセクシュアル・ハラスメントを禁止の対象としています。</p>
基本理念 (男女の人権の尊重) について	世界平和の希求、人権の確立や雇用の場などで間接的に受ける差別の禁止や、学校教育での男女平等推進も理念とするとともに、学習の場の設定や理念の推進を明記すること。	この条例は、性別による差別的取扱いやドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントなどの性に起因する暴力がなくなり、男女の互いの尊厳が守られる中、男女が社会の様々な分野でその持てる力を十分に発揮することが

	<p>「個人として能力を発揮する」の「個人」は、「ジェンダーフリー」につながるおそれがあり、「各々」とすること。</p> <p>福祉的支援を必要とする女性のサポートも重要であり、理念に規定すること。</p> <p>「男女」という言葉が入りすぎており、性同一性障害等にも触れるべきである。</p>	<p>できる社会の実現を目指すものであり、人権について、性別に起因する問題という観点に着目し、基本法に準じた形で理念を規定することとしています。</p>
<p>基本理念 (社会における制度又は慣行についての配慮)について</p>	<p>男性中心の古い慣例の見直しが必要であり、基本法と同様の規定をすべきである。</p> <p>この基本理念は、日本の伝統や文化、価値観の軽視・破壊につながるおそれがあるため、規定すべきでない。</p>	<p>男女共同参画の推進は、府民の皆様の意識や考え方を十分に踏まえ、その上で、生活習慣や価値観にも配慮しながら、条例の基本理念に対する正しい御理解が得られるよう努めることが重要であることから、基本法の基本理念にのっとり、府民の皆様に分かりやすい形で理念をお示しすることが適当と考えています。</p> <p>男女共同参画は、伝統や文化を否定しようとするものでなく、守るべきものは守っていくことが大切であると考えますが、一方で、国の「男女共同参画会議・影響調査専門調査会」報告(「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」)でも明らかにされているように、例えば、就業するかしないか、また、就業した場合にどのような働き方をするかという選択を行う場合に、税制や社会保障制度などから受ける影響をできる限り小さくすること(「中立性の確保」)も大切であると考えており、こうしたことに矛盾が生じたり、違う方向にいくことのないよう配慮していくことが大切と考えています。</p>
<p>基本理念 (政策等の立案及び決定への共同参画)について</p>	<p>明るく暮らしやすい社会の実現に向け、働く女性、母子家庭の母親を含むすべての女性へのエンパワーメントなどを通じて、政策・方針決定過程等の場や伝統文化的行事をはじめとする様々な分野における参画促進を図ることが必要である。</p>	<p>条例におけるこの基本理念の「社会の支援」は、子どもを安心して生み、育てることができる環境整備はもちろんのこと、介護などの家庭生活への支援や、再就職・地域参加などに向けた各種支援を含んでおり、府は、今後とも、こうした活動を希望する、幅広い女性の具体的なニーズを後押ししていく施策に努めていくこととしています。</p>
<p>基本理念 (家庭生活における活動と他の活動の両立)</p>	<p>「自らの意思によって」は不要ではないか。</p>	<p>条例は、男女が、その個性と能力を十分に発揮することができる環境を整備することを目的としており、女性の社会進出のみを目指すものではありません。行政としては、こうした環境を整えていく</p>

<p>について</p>		<p>こと、その上でどのような活動を選択されるかについては、府民一人ひとりの判断によるべきことが重要と考えており、行政が押しつけるものでないという趣旨から「自らの意思によって」という言葉を用いていますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
	<p>男女の家庭責任が大切であり、男性の意識変革も大切である。</p>	<p>この基本理念は、女性の社会進出のみを目指すものではなく、家庭の大切さについても十分踏まえたものです。</p>
	<p>男性に育児をさせて女性が仕事に行くのは良くない。男には男の役目、女には女の役目がある。</p>	<p>子どもの健全な育成のためには、家族みんなが積極的に子育てにかかわり、愛情豊かで暖かく、また、責任や社会規範の大切さを教育できる、しっかりとした家庭を築くことが重要であると考えています。</p>
	<p>子育ては大切であることから、フルタイムの労働との両立は困難であり、両立を強調することは、個人主義や安易な離婚、ひいては子どもの非行を助長することにつながるおそれがある。</p>	<p>男女共同参画の推進に当たっても、みんなが子育てや介護などにかかわることができる環境や仕組みづくりが重要であることから、家庭やさらには地域全体としての支援のあり方などについても検討していく必要があると考えています。</p>
	<p>地域・家庭・自治体への支援や労働時間短縮等の男性の働き方の見直し施策等を通じて、楽しみながらの老若男女の子育て・介護ができるようにすべきである。</p>	<p>また、こうした取組と併せて、働く男女の子育て環境の整備や男性の働き方の見直し、育児のために退職した女性の再就職支援などの対策を総合的に実施していくことが重要と考えています。</p>
	<p>シングルマザー、高齢者の家庭等の家庭の多様化にかんがみ、家族を構成する「男女」でなく「生計を共にする者」にすべき。</p>	
	<p>仕事をしたいから、結婚・出産はしないでは、女性としての意味がない。</p>	
	<p>家族の多様化にも配慮した理念にすること。</p>	<p>少子高齢化の進展などにより、様々な生活様式や家族・家庭が営まれるようになってきていることから、現に存在している家庭のあり方を尊重するのと同様に、そうした多様な生き方・家庭のあり方についても、尊重していくことが、これからの社会をより活性化するものになると考えています。</p>
<p>基本理念（男女の性についての理解）について</p>	<p>中絶容認・フリーセックス助長、さらには家族解体につながるおそれがある。</p>	<p>この基本理念は、母性の根幹をなす、妊娠・出産など女性の生涯にわたる健康を大切にするという観点から考えるべきであり、人工妊娠中絶や、いわゆる「フリーセックス」を奨励するような方向に持っていくべきではないものと考えています。男女それぞれが、お互いを尊重し合う中で、特に女性の健康を、性の観点</p>
	<p>男女の生涯にわたる健康の大切さと、性と生殖に関する権利等を明確化するとともに、妊娠・出産は、自ら（女性）の意思・決定とすべき。</p>	

	行政が介入すべきでなく、条例で規定する必要はない。	からどう守っていくのか、という視点からの施策の推進が重要であると考えています。
基本理念 (国際的協調)について	国際的な取組と協調して男女共同参画を推進していくという理念は、日本が遅れていることになり、また、「ジェンダーフリー」につながることから、この理念は適当でない。	男女共同参画の実現に向けた取組は、国連による女性の地位向上に係る活動など、国際社会における様々な取組と連動して進められてきており、我が国も国際社会の一員として、男女共同参画の推進に関して、国際的な連携、協力の下に、府民の皆様の意識や考え方を十分に踏まえ、その上で、生活習慣や価値観にも配慮しながら、様々な取組を推進していくことが重要と考えています。
府の責務について	府・府民・事業者一体となった取組や市町村との連携・支援等を推進できるようにすべきである。	条例は、京都府と府民、事業者の皆様とが一体となって、また、市町村等と連携しながら、男女共同参画を推進していくことを基本的考えとしており、府民、事業者の皆様のご理解と共感を得ながら、男女共同参画社会の実現に向け、着実に推進していきたいと考えています。
	府民が、男女共同参画に関してどのような考えを持つか、どのような家庭を営むか等は「自由」である。	
事業者の責務について	府・府民・事業者一体となった取組が推進できるようにすべきである。	条例は、京都府と府民、事業者の皆さんとが一体となって、男女共同参画を推進していくことを基本的考えとしています。 法律の遵守は当然という前提に立った上で、事業者の皆様には、男女共同参画社会を構成する主要な一員であるとの自覚の下に、基本理念にのっとり、家庭生活との両立支援などの男女共同参画を推進するための取組の推進に努めていただくことを規定しています。
	各種法律の遵守を明記するなど責務を明記すべきである。	
	事業者の責務の規定は、事業活動を制約するおそれがある。	
男女共同参画計画について	計画の進ちょく状況の定期的な公表・評価を明記すべきである。	毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表していくこととしています。 また、施策の実施状況を踏まえ、男女共同参画がどう推進しているかを測る指標について、今後、国における検討成果も踏まえながら、府としても十分検討していくこととしています。
積極的改善措置について	積極的改善措置は逆差別につながるとともに、また、事業活動を制約するおそれがある。	条例は、基本法と同様に、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることや、政策等の立案及び決定への共同参画を基本理念としています。こうした能力発揮や参画の機会を確保していくためには、参画の機会に関する格差が是正
	積極的改善措置で社会的弱者などの格差是正に向けた具体的措置を規定すべきであ	

	<p>る。</p> <p>「割当制」(クォータ制)はとらないこと。</p> <p>数値目標、評価策を定めるなど、具体的な導入促進策を明記して、スピードアップすべきである。</p> <p>府は、「率先して」積極的改善措置に取り組むことを明記すべきである。</p> <p>審議会委員女性登用の具体策の規定が必要である。</p>	<p>されるまでの間、必要な範囲において、男女いずれか一方に対し積極的改善措置を実施していくことが重要とされています。</p> <p>また、男女共同参画社会を実現していく上で重要な位置を占める事業者の皆様による、積極的改善措置に係る取組が促進されるよう、府は情報提供、相談、助言その他の必要な支援を行うとともに、府自らも附属機関等の男女の委員数の均衡を図るなどの取組を進めることを規定しています。</p> <p>さらに、府としても、社会の様々な分野において積極的改善措置が実施されていくよう、審議会などにおける女性委員の登用促進に向け数値目標を定めるなど、自ら積極的改善措置に取り組むこととしています。</p>
<p>雇用の場における男女共同参画の推進等について</p>	<p>採用・昇進・昇格・給与体系の公平・公正性確保が必要であり、こうした事業者責務の明確化と報告義務、責務を果たさない事業所名の公表、改善計画策定義務付け等が必要である。</p> <p>間接的に受ける差別も禁止することや、職場における男女共同参画の推進に関する府の積極的な取組を明記すること。</p> <p>女性に対する能力開発・学習等の体制整備に加え、能力発揮機会の確保や子育てとの両立のための条件整備が必要であり、多様な働き方の規定と合わせて、事業者の責務として規定すること。</p> <p>育児・介護休業は企業・職場の理解が不可欠であり、少子化対策にもつながる。</p> <p>事業者による具体的な取組状況を見極め、行政の支援が必要である。</p> <p>雇用の分野における男女共同参画推進は、事業活動を制約するおそれがあり、また、各種法律で定められているため不要である。</p> <p>労働者側の権利だけでなく、事業者の「経営」にも配慮する必要がある。男女共同参画は大切だが、経営の観点からは、現実的には難しい問題である。</p>	<p>雇用の場における男女の均等な取扱いや育児・介護休暇など家庭との両立支援などについては、関係労働法規や指針などにより、施策の更なる推進が図られているところです。</p> <p>条例は、事業者の皆様などに、こうした各種法令の規定を遵守していただくことを当然の前提とした上で、事業者の皆様による育児・介護休業や労働時間の短縮、就労形態の多様化に係る対応等について、自主的な取組がさらに促進されるよう、府が、情報提供、助言等の支援を行うことを規定しています。</p> <p>さらに、府は、府民の皆様のご生涯を通じた職業能力の形成・開発、円滑な再就職などを支援することも規定しており、女性総合センター等における各種講座の開催や円滑な再就職並びに起業を支援するために必要な取組を講じていくこととしています。</p> <p>こうした取組を通じて、男女一人ひとりの人権が守られる中、男性も女性もその持てる力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指していますので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>

個人で営む事業における男女共同参画の推進について	<p>行政は、家庭や個人の事業まで立ち入る必要はない。また、性別差別を偏重することなどにより、個人の尊厳を否定することとなるおそれがある。</p>	<p>各家庭では、家族の話し合いによって、おのおのどのような役割分担をしていくかお決めいただくべきと考えています。このような考え方の下に、条例では、休日保育や保育時間の延長の推進、安全な遊び場確保、農山漁村における男女共同参画の推進に向けた意識啓発など、男女が共同し、また、助け合って経営・家庭生活の両立が図られるような環境整備を行うことを規定しています。</p>
	<p>環境整備を図るのではなく、こうした事業などへの意思決定過程への参画促進を前面に打ち出して規定することが重要である。</p>	
家庭生活に関する支援について	<p>家族経営協定の締結促進、農業委員への女性登用促進等の環境整備促進を図るなど農山漁村における一層の男女共同参画の推進が必要である。</p>	<p>条例は、個人で営む事業において男女共同参画が推進されるよう啓発、相談その他の環境整備を行うことを基本的施策として規定しています。</p> <p>条例の基本理念にのっとり、こうした事業活動における男女共同参画が推進されるよう、上記のような環境整備に向けた取組を進めていきます。</p>
	<p>保育施設の質的向上、時間延長、通勤等に便利な場所での設置や、家庭教育や地域社会の環境浄化の推進、地域子育て支援センターを核とする地域全体での基盤整備など、子どもを安心して生み、育てることができる環境整備や施策の充実に加えて、特に男性の働き方の見直しなどが大切である。</p>	<p>条例は、家族を構成する男女の相互の協力と社会の支援の下、家族の一員としての役割を円滑に果たすこと等を基本理念とするとともに、事業者の皆様のご家庭生活との両立に向けた自主的な取組を支援することに加えて、すべての家庭に対して、必要な保育・介護サービスの充実をはじめとする支援を行うことなどについて規定しています。</p> <p>家族みんなが積極的に子育てなどにかかわり、愛情豊かな暖かい、責任や社会規範を大切にすしかりとした家庭を築いていくことの重要性も踏まえながら、男女共同参画の推進に係る取組と、こうしたことが矛盾したり、違う方向に行くことのないよう留意しながら、様々な取組を推進していくこととしています。</p>
	<p>条例の趣旨が浸透し、あらゆる格差が改善される指針になることを期待する。</p>	
	<p>このようなことは、法律で定められているため、この規定は不要である。</p>	
	<p>古き良き時代を思い出し、立派な子どもを育てられるための環境整備が重要である。</p>	
	<p>家庭におけるそれぞれの役割を否定し、性別による差別禁止を偏重することにより、個人の尊厳を否定することにつながるおそれがあり、条例で規定する必要はない。</p>	
<p>一人親家庭など家庭の多様化に配慮しつつ、こうした家庭に対する各種支援や制度の情報提供・周知等を行うことが大切である。</p>	<p>一人親家庭にあっては、子育てと生計の担い手という役割を一人で担われ、生活面で不安を抱えておられる方が多いところです。</p> <p>条例は、御意見にあるように、一人親家庭など多様な家族が存在することを前</p>	

		<p>提におきながら、家族みんなが、家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにするという基本理念にのっとり、一人親家庭の皆様のご生活面での不安などをできるだけ解消することができるよう、様々な措置を講じているところです。</p>
	<p>両親の介護のあり方が抜け落ちている。</p>	<p>子育てや高齢者などの介護は、家庭生活を営む上で極めて重要なものであることから、条例は、家族みんなが協力し、助け合いながら、また、社会の支援の下で、家族の一員としての役割を円滑に果たしていただけるよう、こうした家庭生活への支援について規定しています。</p>
	<p>保育と介護は別立てで規定をすべきである。</p>	
	<p>家庭生活と仕事などとの両立に向け、社会の支援を行っていくことを明記すること。</p>	<p>条例は、府民の皆様一人ひとりの意思によって、社会における様々な活動に参画する機会が確保されること、また、そうした社会を目指すものです。</p> <p>個々の家庭においてそれぞれが、どのような役割分担をしていくかについては、家族間の話し合いでお決めいただくものでありますが、家族みんなが協力し、助け合いながら、また、社会の支援の下に、男性も女性も家庭生活や仕事、学習などとの活動が無理なく行えるような環境整備や仕組みづくりが重要であると考えています。</p>
<p>京都における文化及び産業の振興について</p>	<p>女性の参画を強調するよう、「性別にかかわらず」を明記すること。</p>	<p>人や地域の交流が盛んなところほど、個性豊かな活力にあふれ、いろいろな結びつきがあるほど、知恵も出て、勢いも出てくるものと考えています。</p> <p>このため、条例では、様々な個性や能力を有する男女の交流等を盛んにすることが重要であるとの認識の下、文化的活動等に携わる人の交流機会の充実等の施策を推進していくことにより、京都における文化や産業を活性化し、さらに振興していくこととしています。</p>
	<p>京都の文化は、男らしさ・女らしさを大切してきたことを踏まえるべきである。</p>	
<p>府民等の活動の促進について</p>	<p>府民の個人生活にまで関与することは、行政の行き過ぎであり、不当であり、この条文は削除すべきである。</p>	<p>条例は、府民の皆様がどのような活動を行うかどうかなどについて、強制しようとするものではありませんが、NPOや女性団体をはじめとする様々な団体の皆様の活動は、男女共同参画社会を京都で実現していく上で、大変重要な役割を担っていただいています。</p> <p>条例は、こうした団体の自主性を十分</p>
	<p>気軽に行事ができる集会所の必要性和各自治体との協力による設置など、女性団体の活動支援の裏付け規定が必要である。</p>	

		に尊重しながら、NPOや女性団体をはじめとする各種団体の皆様の活動がさらに促進されるよう、府は、こうした団体の皆様との連携・協働に努めていくこととしています。
性別による人権侵害の禁止について	直接的、間接的を含む、すべての性別を理由とする差別的取扱いを禁止することが必要である。	<p>何をもって「間接差別」というのかについて、社会的な合意が得られておらず、問題としている「差別」の範囲も人によって異なっていることから、条例では、「間接差別」、「直接差別」という概念で整理することは適当でないものと考えています。</p> <p>条例の基本理念において、行為者に着目した「差別をしないこと」という文言ではなく、「差別的取扱いを受けない」と、行為の受け手に着目したものとしています。すなわち、差別の意図の有無にかかわらず、性別による差別を受けないことを基本理念としているものであり、間接差別という文言は用いていませんが、性別による差別的取扱いを受けることなく、男性も女性も互いの人権が守られる社会を目指すものですので、御理解いただきますようお願いいたします。</p>
	DV被害者のシェルター整備を含む、セクシュアル・ハラスメント、パートナー間の暴力等の被害者（子どもを含む。）支援を明記すること。	ドメスティック・バイオレンス(DV)やセクシュアル・ハラスメントについては、配偶者暴力相談支援センターにおいて、DV被害の相談やDV被害者の一時保護（被害者の同伴家族を含む。）を行うなど、警察本部や京都労働局等の関係機関との連携の下、関係法令の規定に基づき、適切な対応に努めることが重要と考えています。
	行為者に対する、府の指導、勧告権限、加害者対策を明記すること。	
	DVには原因があり、原因を抜きにし結果だけに重きを置くのは間違いであり、慎重な対応が必要である。	<p>DVに関する問題は、国の男女共同参画基本計画においても「男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握」すべきとされています。また、どのような理由があろうとも、問題解決に当たって暴力などに訴えることは、決して許されるものではありません。</p> <p>条例は、DVをはじめとした性に起因する暴力などがなくなり、男女それぞれの人権が守られる中、男女が持てる力を十分に発揮することができるような社会を目指していますので、御理解いただき</p>

		ますようお願いします。
	性同一性障害等性的マイノリティーに対する差別も禁止の対象とするよう配慮することが必要である。	条例は、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点からの人権の問題の解決に向けて、「男女の人権の尊重」の基本理念などを定めており、こうした基本理念にのっとり、様々な施策を推進していくこととしています。
情報に関する留意事項について	このような規定は、表現の自由の侵害につながるおそれがある。	<p>「表現の自由」は、日本国憲法で保障された権利ですが、一方で、暴力を助長するような表現や過度に性的な表現など、情報の受け手側が著しく不快に感じたりするような情報もあり、そうした情報に触れたくない、また、子どもたちに触れさせたくないという、情報の受け手側の気持ちにも十分配慮していく必要があると考えています。</p> <p>こうしたことから、子どもたちの目にも触れるような、電車の吊り広告をはじめとする公衆において表示される情報については、このような表現を行わないよう努めていただく必要があると考えています。</p>
	性差別につながるような表現や固定的な役割分担を助長するような表現の禁止も規定すべきである。	
	このような情報を表示したものに対する、府の指導・勧告権限等の防止策が必要である。	
	性的多様性に関する表現行為を妨げるものではないことを加えるべきである。	
	テレビ番組のタイトルが下品であり、国をあげて、下品なタイトルや番組を作らせない取組をすべきである。	
		表現の自由と公共の福祉の適合を原則として、放送事業者は、自律の原則により放送番組の編集などを行っています。 放送事業者は、情報化社会の中であって極めて重要な役割を担っていただいております。実際に、男女共同参画社会が実現していくことにより放送番組にも反映されていくという相互作用の中で、男女共同参画社会の実現に貢献されていくものと考えています。
府民等の理解を深めるための措置について	らしさ否定（「ジェンダーフリー」）の学校教育には反対する。	<p>条例は、個人の内面にかかわる「男らしさ・女らしさ」や「伝統や文化」を否定しようとするものではありません。</p> <p>しかし、「男らしさ・女らしさ」だけにとらわれた結果、「女（男）だから」とか「男（女）はこうすべき」と決めつけることで、一人一人の個性や能力を十分に発揮する機会が失われたり、「女（男）らしくない」という理由で差別的な扱いが行われ、男女の人権が侵されることは、改めていく必要があります。</p> <p>このため、男性も女性もその個性と能力を十分に発揮することができる社会、差別を受けることなく、対等なパートナ</p>
	専業主婦をおろそかにするなど、地域社会を、らしさ否定の認識に染めるのは問題がある。	
	心の教育をもっと進めるべきで、削除すること。	
	人権尊重モデル校の設置などを含む、学校教育、社会教育に加えあらゆる分野における社会的弱者等に対する人権尊重、男女共同参画推進につながる具体的な取組等を規	

定することが必要である。

ーとして様々な分野に参画し、利益も責任も分かち合っていくような社会の実現に向け、基本理念に関する正しい理解が深まるよう、また、一律で画一的な価値観を押しつけることのないよう、行き過ぎたものとならないよう配慮しながら、各種施策を推進していくことが必要と考えています。

また、子どもの犯罪の増加や家庭崩壊が大きな社会問題になっている状況にあっては、愛情豊かな暖かい、また、責任や社会規範を大切に作るしっかりした家庭を築いていくことが大切であり、男女共同参画の推進に向けた取組と、こうしたことが矛盾を生じたり、違う方向に行くことがないように配慮していくことが必要と考えています。

行政が個人の思想表現まで介入するのは不当であり、「啓発」という言葉には違和感を感じる。

基本法第10条の規定により、国民は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならないと規定されています。

条例は、男女共同参画を推進していくためには、府民の皆様の御理解と共感が得られるよう、常識の範囲内で着実に推進していくことが重要であることから、府民の皆様の意識や考え方などを十分に踏まえ、さらには、生活習慣や価値観にも配慮しながら、基本理念に対する正しい理解が得られるよう工夫しながら、適切な広報、啓発や教育・学習の充実に向けた取組が必要と考えています。

フリーセックスを助長するようなものでなく、正しい性教育のあり方を明示するなど、運用上の配慮が必要である。

子どもたちにとって大切なものは、人間としての尊厳をしっかりと守れるかどうか、その上で、自分の将来にとってマイナスになるような行動をしないようにするかどうかも含めてこうしたことをきちんと学校教育においても支え、指導していくことが必要であると考えています。

また、「中絶は権利なんだ」という短絡的で誤った考えを子どもたちに与えてしまうことのないよう、中絶による心身への負担をしっかりと理解させ、性に関する正しい知識はもとより、性感染症の防止の手立て等について理解を深めていくことが重要であるとの観点から、御意見の方向性を大切にすべきであると考えています。

	市町村、事業所や中高年、高齢者や主婦等の団体に属していない者等に対する啓発促進等も大切である。	女性だけでなく、幅広い府民や事業者の皆様の御理解と共感の下に、男女共同参画を推進していくためには、条例の基本理念等について、府民や事業者の皆様の正しい理解が深まる必要があることから、これまでから「KYOのあけぼの21」の発行や「KYOのあけぼの大学」の開催等を通じて、広く啓発に努めてきたところであり、今後においても、府民の皆様の意識や考え方を十分に踏まえ、また、生活習慣や価値観にも配慮しながら、適切な広報、啓発や教育・学習の充実、各種支援などが必要と考えています。
	支援措置は、男女すべて平等に行うべきである。	
	「措置」という言葉は、強制的なことをされるイメージがあり、違和感を感じる。「取組」等の表現がよいのではないか。	なお、「措置」という言葉につきましては、府が行う行政の施策や取組を指す言葉であり、条例において統一的に使用しているものですので、御理解いただきますようお願いいたします。
	男女共同参画の促進に向けて、情報を理解し活用する能力の向上とその基盤の整備を明記すべきである。	様々な情報のはん濫する今日、そうした情報が男女共同参画の推進に大きな影響力を有することから、条例では、府民の皆様が自ら行われる、男女共同参画の視点から情報を正しく理解するための能力の向上を図ろうとする取組に対して、関連情報の提供等の必要な支援措置を講じることとしています。 また、京都府女性総合センターや京都府立婦人教育会館での各種講座や、「出前語り」などの取組を通じて、府民の皆様への取組への支援などに努めていくことが重要と考えています。
財政上の措置について	財政上の措置を明記すること。	条例では、府は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるものとしています。
調査研究・年次報告について	行政と距離を置いた機関の設置、査定が必要であるとともに、数値目標を掲げて推進に役立つ調査を実施すべきである。	施策を総合的かつ効果的に実施するためには、男女共同参画の現状について調査研究し、課題を的確に把握することが必要であることから、必要に応じ、各種調査や研究の実施に努めていくこととしています。 また、府政の透明性を確保し、府民の皆様が開かれた府政運営を行うためには、施策の実施状況を府民の皆様積極的に公表し、また、こうした施策実施のあり方などについて、府民の皆様からの様々な御意見をお伺いするよう努めなが
	府民に対するアンケート調査を実施すべきである。	

		ら、主体的に説明責任を果たしていくことが重要であると考えています。
苦情処理等について	第三者がかかわる苦情処理機関など苦情相談の専門体制の整備、シェルターなど最後の解決まで進められるものとすべきである。	<p>府が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての苦情につきましては、第三者的な機関にその判断や処理を委ねるような消極的なものではなく、府自らが積極的に説明責任を果たしながら適切に対応し、府民の皆様からの苦情や意見を十分踏まえ、今後の施策の改善や実施に反映していくことが重要であると考えています。</p> <p>一方、府民や事業者の皆様の間における人権侵害などの様々な苦情や相談については、様々な府関係機関の相談員が相談を十分お受けする中で、その問題点や課題を的確に整理・把握した上で、相談者の救済ニーズに適合した、また、その解決に向けて権限や効果的な手段を有する京都地方法務局、京都労働局をはじめとする様々な専門機関に適切に引き継ぐことにより、よりの確かつ迅速な問題解決が図られるものと考えています。こうしたことから、様々な関係機関との連携と協力の下に、京都府女性総合センター等における相談体制の充実に努めていくこととしています。</p>
	行政ではないごく一部の苦情処理機関の判断による指導・勧告のおそれがあり、人選には配慮が必要である。	
京都府男女共同参画審議会について	委員の公募、会議の公開、民間女性団体の意見の反映できる場を明記すること。	<p>男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行う京都府男女共同参画審議会の委員については、学識経験を有する方その他適当と思われる方のうちから、知事が任命することにしてはいますが、男女共同参画の推進は、幅広い府民や事業者の皆様のお理解と共感の下に進めていく必要があることから、審議会は公開で行うとともに、その委員についても、各分野から幅広い御意見をいただくことができるよう人選に努めることとしています。</p>
	委員に同性愛者、両性愛者等を入れること。	
	審議が真に公平な立場で議論になる人を選るとともに、行き過ぎないように、公の場でも議論をすることが必要である。	
	様々な施策の実施状況の監視、評価等の権限を明記すべきである。	<p>条例は、男女共同参画の推進に関する施策について、年次報告を作成し公表することを定めています。</p> <p>府政の透明性を確保し、開かれた府政運営を行うためには、こうした年次報告の公表や幅広い府民の皆様のお意見をお伺いする仕組づくりを通じて、府民の皆様のお意見や御要望などに対して、行政</p>

		<p>の説明責任を果たしながら、的確に対応していくことが重要であると考えています。</p>
	<p>委員構成はいずれの性の委員も4割未満とならないようにすべきである。</p>	<p>京都府男女共同参画審議会の委員につきましては、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう規定することとしています。</p>